

Q7-8.外国籍者の退職金に対する課税について教えてください。

(台湾の退職金制度について)

台湾の退職金制度は、2005 年から確定拠出型の年金制度(いわゆる新制度)が採用されていますが、原則外国籍者は新制度には加入できません。

2005 年以前の確定給付型の年金制度(いわゆる旧制度)に加入している外国籍者については、台湾内での退職金が発生します。

(退職金の課税方法について)

台湾源泉所得である退職金については、原則課税対象となります。

退職金については、以下の条件で所得総額に合算されます(2013 年度)。

1. 一括で受領した場合

(1) 受領総額 \leq 「NT\$15 万 \times 退職時勤続年数」: 所得額はゼロとします。

(2) 「NT\$15 万 \times 退職時勤続年数」 \leq 受領総額 \leq 「NT\$30 万 \times 退職時勤続年数」: 半額を所得額とします

(3) 「NT\$30 万 \times 退職時勤続年数」 \leq 受領総額: 「NT\$30 万 \times 退職時勤続年数」を超える部分については全額所得額とします。

2. 分割で受領した場合

1 年間に受領した総額から 65 万元を控除した金額を所得額とします。

(代替ミニマムタックス税制との関連性について)

台湾外で支出された退職金のうち、台湾外源泉所得とみなされる金額については上述の計算上は課税対象になりません。しかし、台湾居住者に対して台湾外で支給される退職金で、一部台湾外所得と考えられる場合でも、代替ミニマムタックス税制に基づく計算においては、全額課税所得となります(代替ミニマムタックス税制については Q7-9 参照)。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。